

# 令和4年度第2回 南国市総合教育会議

日 時：令和4年11月24日（木）

9時30分～11時00分

場 所：南国市上下水道局 2階 会議室

## 会 議 次 第

### 1 開 会

### 2 議 事

#### (1) 南国市教育委員会の取組について

- ① 「南国市これからの教育・保育を考える会の答申」について
- ② 南国市保幼小中連携学力向上推進プランについて
- ③ 南国市における運動部活動の地域移行について
- ④ 南国市版GIGAスクール構想・・・ロードマップについて
- ⑤ 令和5年度 内部検証専門委員会の設置について
- ⑥ 生涯学習課の事業について（MIARE！・新図書館）

#### (2) その他

---

### 【南国市総合教育会議】

#### 1. 趣旨

市長と教育委員会が、円滑に意思疎通を図り、本市教育の課題及び目指す姿等を共有しながら、同じ方向性のもと、連携して効果的に教育行政を推進していくため、南国市総合教育会議を設置する。

#### 2. 主催 南国市（事務局：企画課）

#### 3. 令和5年度開催予定

- ①令和5年 5月26日（金） 9時30分～11時00分 教育委員会の事務事業点検・評価 他
- ②令和5年 11月22日（水） 9時30分～11時00分 教育委員会の取組 他

○南国市総合教育会議設置要綱

平成27年3月31日

訓令第4号

(設置)

第1条 市長と教育委員会が、円滑に意思疎通を図り、本市教育の課題及び目指す姿等を共有しながら、同じ方向性の下に、連携して効果的に教育行政を推進していくため、南国市総合教育会議（以下「会議」という。）を設置する。

(構成員)

第2条 会議は、市長及び教育委員会をもって構成する。

(会議)

第3条 会議は、市長が招集する。

2 教育委員会は、その権限に属する事務について協議する必要があると思料するときは、市長に対し、協議すべき具体的事項を示して、会議の招集を求めることができる。

3 会議において構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

(意見聴取)

第4条 会議は、協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者の出席を求めるなど、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第5条 会議は、公開するものとする。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、会議の公正が著しく害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

(議事録)

第6条 市長は、会議を行ったときは、その議事録を作成し、これを公表するものとする。

(事務局)

第7条 会議の事務局を企画課に置く。

(補足)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は、総合教育会議が定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。